令和５年度事業概要報告

このたびの令和６年能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

南海トラフ地震を抱える当会としましても、災害対策は喫緊の課題と捉え、県下３０市町村のうち１８市町村との「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書」の締結を完了いたしました。残りの１２市町村とは、令和７年３月までを目標に協定書の締結に向けて取り組んでいます。

また、当会の災害発生直後の初動マニュアルを現在策定中です。迅速な安否確認の方法・必要な物品のチェックリスト等、備えあれば憂いなしです。

もう一つの大きなテーマは、令和６年４月１日施行の「相続登記の義務化」対策です。周知のためのポスター・パンフレット等を作成し、法務局・裁判所・市町村・金融機関等に配布をいたしました。

そして広報活動として、テレビ・ラジオ・新聞等のメディアで取り上げていただき、ひとりでも多くの県民に「相続登記の義務化」をお伝えできるよう努力しております。

この活動にあわせて、法令に違反するおそれのある無資格業者によるインターネットを利用した相続登記申請書作成サービスに、県民が巻き込まれないよう注意喚起が必要と考えました。

具体策として、県庁で岸本周平知事と面談し、県から３０市町村に対し、注意喚起の文書を発出していただきました。感謝申し上げます。

今後も、まだまだ周知が足りないので、「相続登記の義務化」の広報活動は継続します。

最後に、成年後見分野では、リーガルサポート和歌山支部の活動停止を受けて、前執行部から成年後見委員会の業務を引き継ぎ、対策を検討してまいりました。

その結果、リーガルサポート本部との事務委託契約の解除及び一般社団法人設立という形で新たな歩みを始めることになりました。

当会としましては、成年後見に関与される会員の円滑かつ安定した業務遂行を支援し、成年後見人候補者推薦の窓口、研修の共催等で今までと同様に協力体制をとります。

以下各部から詳細な報告をいたします。

総務部の事業報告

総務部長　桝谷知樹

１．災害対策（別紙１）

⑴　令和５年７月２１日　令和５年度第１回災害対策委員会

⑵　令和５年１２月１１日　令和５年度第２回災害対策委員会

２．会員名簿の発行（令和５年９月３０日現在）

３．近司連総務担当者会議

⑴　令和５年１１月２９日（ＷＥＢ会議）　下記項目についての意見交換

①　一般の方からの会員に対する苦情対応について

②　会員からの質問への対応について

⑵　令和６年２月７日（ＷＥＢ会議）　下記項目についての意見交換

①　非司法書士対応について

４．司法書士徽章の値上がりへの対応

令和６年２月２７日理事会にて、「和歌山県司法書士会会員証及び司法書士徽章に関する規程」を改正した。

５．無資格者による相続登記申請書作成支援サービスへの対応（別紙２）

令和６年３月５日和歌山県知事に陳情した。

別紙1

令和５年度第２回災害対策委員会議事録

日　時　　令和５年１２月１１日（月）午後５時００分 ～ 午後６時１０分
場　所　　司法書士会館４階、各事務所　Web 会議
出席者　　委員長　：伊澤徹
　　副委員長：谷口文利、山本美佐子、北野倫男
　　委員　　：桝谷知樹、楠見郁夫、阪田健太郎、古谷明義、前田優志、川端敏弘、
　　大宮一郎、井口博文
議事録作成者　桝谷知樹　　議長　伊澤徹

【 内容 】

１　災害時相談業務に関する協定書締結の手順の解説
　楠見委員から協定書締結の手順について詳細な説明があった。

２　協定書締結に関し各自治体交渉担当者の決定
　現時点において、和歌山県下の３０市町村のうち１８市町村が協定締結済み又は進行中であり、残りの市町村につき担当者を下記のとおり決定した。
　なお、交渉期限は、令和７年３月末日を目標とする。

(1)　和歌山市：谷口文利、桝谷知樹
　（和歌山市への交渉は、和歌山県下で最後に行うものとする。）
(2)　有田市：川端敏弘
(3)　御坊市：中島一成
(4)　橋本市：大宮一郎（ただし、現在進行中の交渉を楠見委員から引き継ぐ。）
(5)　海草郡紀美野町：山本美佐子
(6)　有田郡湯浅町：北野倫男
(7)　有田郡広川町：阪田健太郎
(8)　有田郡有田川町：桝谷知樹
(9)　日高郡美浜町：前田優志
(10)　日高郡日高町：中島一成
(11)　日高郡由良町：古谷明義
(12)　日高郡印南町：井口博文
(13)　日高郡日高川町：宮脇直也

３　その他
　災害対策委員会において、令和７年３月末日までに和歌山県司法書士会独自の災害対応マニュアルを作成するものとする。
　ただし、当面の作成作業メンバーは、災害対策委員会メンバーから委員長・支部長を除いたメンバーで構成するものとし、そのリーダーには谷口副委員長がなる。

以上

「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書」締結状況

	市 町 村	依 頼 日	締 結 日	備 考
1	岩 出 市	—	令和4年5月17日	
2	紀 の 川 市	令和4年5月13日	令和4年7月7日	
3	新 宮 市	令和4年8月18日	令和4年9月5日	
4	伊都郡かつらぎ町	令和4年6月21日	令和4年9月27日	
5	東牟婁郡那智勝浦町	令和4年8月18日	令和4年10月1日	
6	東牟婁郡古座川町	令和5年8月1日	令和5年8月10日	
7	東牟婁郡串本町	令和5年8月1日	令和5年9月13日	
8	東牟婁郡太地町	令和5年8月1日	令和5年9月26日	
9	東牟婁郡北山村	令和5年8月1日	令和5年9月30日	
10	日高郡みなべ町	令和5年9月13日	令和5年10月10日	
11	西牟婁郡白浜町	令和5年9月13日	令和5年11月6日	
12	伊都郡九度山町	令和5年11月8日	令和5年11月20日	
13	伊都郡高野町	令和5年11月8日	令和5年12月1日	
14	西牟婁郡上富田町	令和5年9月13日	令和5年12月21日	
15	西牟婁郡すさみ町	令和5年9月13日	令和6年1月4日	
16	田 辺 市	令和5年9月13日	令和6年1月4日	
17	橋 本 市	令和5年11月8日	令和6年1月22日	
18	海南市	—	令和6年1月30日	
19	和歌山市			
20	有 田 市			
21	御 坊 市			
22	海草郡紀美野町			
23	有田郡湯浅町			
24	有田郡広川町			
25	有田郡有田川町			
26	日高郡美浜町			
27	日高郡日高町			
28	日高郡由良町			
29	日高郡印南町			
30	日高郡日高川町			

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

令和６年１月

海南市

和歌山県司法書士会

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

海南市（以下「甲」という。）と和歌山県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施すること、また災害時における市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において被災者相談業務の必要が生じたときは、乙に対して、相談業務支援要請書（第１号様式）により協力を要請することができる。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

２　前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

３　乙は、前２項の要請を受けた場合には、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲に対して支援要請対応確認書（第２号様式）により必要な事項を報告するとともに、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

（報告）

第３条　乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、相談業務実施報告書（第３号様式）により、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第４条　この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第１条の目的に鑑み、広く市民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

第５条　甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

(1) 相談会の広報

(2) 相談会場の確保

(3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整

２　乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。

(1) 相談員の派遣

(2) 相談への対応

（体制整備）

第６条　乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

２　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

３　甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

（費用負担）

第７条　被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

２　被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

（相談料）

第８条　この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（損害の補償）

第９条　この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとする。但し有効期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和 6 年 1 月 30 日

甲　　和歌山県海南市南赤坂１１番地

海南市長　　神　出　政　巳

乙　　和歌山県和歌山市岡山丁２４番地

和歌山県司法書士会　会長　伊　澤　　徹

第１号様式

相談業務支援要請書

年　　月　　日

和歌山県司法書士会
　会長　　様

海南市長

（事務担当）
部署
担当
電話
FAX
eメール

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書第２条第１項の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

要　請　業　務	
1　業務期間	年　月　日　～　年　月　日
2　期間内業務時間	午前／午後　時　分　～　午前／午後　時　分
3　業務場所	
4　相談業務従事者必要人数	
5　業務内容	
6　その他連絡事項	

第２号様式

支援要請対応確認書

年　　月　　日

海南市長　　様

和歌山県司法書士会
会長

（事務担当）
部署
担当
電話
FAX
eメール

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書第２条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

確　認　内　容	
要請への回答	相談業務支援要請書のとおり実施します。 下欄の　　項目について修正し協議を要請します。
1　業務期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
2　期間内業務時間	午前 午後　　時　　分　～　午前 午後　　時　　分
3　業務場所	
4　相談業務従事者必要人数	
5　業務内容	
6　その他連絡事項	

第３号様式

相談業務実施報告書

年　　月　　日

海南市長　　様

和歌山県司法書士会
会長

（事務担当）
部署
担当
電話
FAX
eメール

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書第３条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

業務実施状況	
1　業務期間	年　月　日　～　年　月　日
2　期間内業務時間	午前 午後　時　分　～　午前 午後　時　分
3　業務場所	
4　相談業務従事者数	
5　相談件数及び内容	
6　相談業務実施に係る課題等	

別紙２

和司発第６２８号
令和６年３月５日

和歌山県知事
岸　本　周　平　様

和歌山県司法書士会
会　長　伊　澤　　徹
日本司法書士政治連盟和歌山会
会　長　寺　下　能　明

令和６年４月１日法施行の相続登記義務化に関する県民への広報活動及び無資格業者による相続登記申請書作成サービスに関する注意喚起について

平素は、当会の諸活動に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
また、本日はお忙しい中、県知事をはじめ職員の皆様との面談の機会をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

さて、来たる４月１日より、相続登記の申請が義務化されます。当会では、県民にこの相続登記に関する法改正について、広く周知いただけるよう、広報活動を行っています。
つきましては、法施行まで約一ケ月のこの時期に、当会作成のポスター及びパンフレットを持参いたしましたので、県民や職員の皆様への義務化広報にご利用いただきますようお願いいたします。

ところで、相続登記に関しまして、別紙のとおり無資格業者によるインターネットを利用した申請書作成サービス事案が発生しております。
中には、事業者と市町村が協定等を締結することにより、住民に法律違反のおそれがある登記申請支援サービスが紹介されてしまう結果となっております。
どうか、県下３０市町村に対し、和歌山県より注意喚起の文書を発出していただき、新たな協定等が締結され、県民が知らぬ間に巻き込まれてしまう事態を未然に防いでいただくためのお力添えをお願いいたします。

日司連発第1277号
令和5年（2023年）11月10日

司法書士会会長　殿

日本司法書士会連合会
会長　小　澤　吉　徳

無資格者による相続登記申請書作成支援サービスについて（市区町村への注意喚起のお願い）

平素は格段のご高配を賜り深く感謝申しあげます。

当連合会では、相続登記の申請義務化を来年4月に控え、国全体として相続登記への関心が高まる中、市民からの幅広い相談に応えるべく、全国の司法書士会及び司法書士会員と一丸となって相談受付体制の構築及びその広報活動に努めています。

さて、相続登記を申請するには専門的な知識が必要となることから、司法書士・弁護士（いずれも法人を含む。以下同じ。）以外の者がこれに関与し、相続登記申請の代理、相続登記申請に必要となる書類の作成及びその相談を受けることは法律で禁止されています（「＊関係条文」参照）。

ところが近年、法律上要求される資格を有しない者（事業者）が、ウェブ上のサービスを利用することにより、自ら容易に相続登記の申請書を作成できるとする、法律に違反するおそれのあるサービスをインターネット上で宣伝し、実際に提供している事案が散見されるようになりました。さらに、これらの事業者と市区町村が協定等を締結するなどして、その結果として市区町村のホームページや広報物を通じて住民に法律に違反するおそれがあるサービスが紹介されてしまうという事例も出てきました。

こうした状況の中、令和5年2月21日の衆議院予算委員会第三分科会において、司法書士・弁護士ではない民間事業者が行う相続登記の申請書作成支援サービスに関する質疑がなされ、法務省民事局長より違法性の有無に関する答弁がなされました（別紙「＊ご参考」参照）。

現在、全国の司法書士会で相続登記の申請義務化や空き家問題への対応等のため、市区町村との協定等の締結が進んでおり、それに伴い市区町村の担当者から無資格者による相続登記の申請書作成支援サービスについての情報提供や問合せが増加傾向にあります。

貴会におかれましても、市区町村等との連携等を強化いただくとともに、こうした情報提供や問合せがされた場合には、注意喚起を含む適切な対応をしていただきますようお願い申しあげます。

建住　第　842　号
令和６年３月13日

各市町村空き家対策主務課長　様

和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課長
（和歌山県空家等対策推進協議会事務局）

「相続登記の義務化」施行に係る周知・広報等について（依頼）

平素は、空き家対策を推進するため、様々な取組にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、かねてよりご案内していた空き家対策を推進する上でもインセンティブとなる改正不動産登記法による「相続登記の義務化」が2024年４月から施行されます。（参考　住所・氏名変更登記の義務化は2026年４月から）

この施行により、「未相続による放置空き家の発生抑止」や「空き家の売買等の円滑化による利活用の促進」などの効果が期待され、将来的には指導等の対象となる特定空家等の発生防止等につながることが期待されるところです。

当該制度の住民の皆様への周知・広報については、関係省庁や和歌山県司法書士会等から協力依頼をいただいており、県としても関係機関の皆様と協調して積極的に取り組むこととしております。

つきましては、貴市町村におかれましても、空き家対策に係る広報とあわせた当該制度の周知・広報等に努めていただきますようお願いします。

また、これらに伴い、空き家所有者等からの相続登記申請に関する相談の増加が予測されるところでありますが、そういった場合には、法務局や司法書士会において備えていただいている相談体制等をご案内いただきますようお願いします。

併せて、和歌山県司法書士会から無資格業者による相続登記申請書作成サービスに関する注意喚起もございましたので、ご留意いただきますようお願いします。

別添　参考資料
１，改正法の概要等
２，周知・啓発チラシ
３，法務局と司法書士会の相談体制一覧
４，司法書士法における関係規定等

問い合わせて等
建築住宅課建築指導班　前山、西谷
電話　直通073－441-3184

【参考資料４】

○司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）（抄）

（業務）

第三条第１項　司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一　登記又は供託に関する手続について代理すること。

二　法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。

三、四（省略）

五　前各号の事務について相談に応ずること。

六～八（省略）

（非司法書士等の取締り）

第七十三条　司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

２～５（省略）

○関係する衆議院質問主意書と答弁書等

内閣衆質二一一第一一七号　令和五年六月二十七日（別添）

衆議院議員奥野総一郎君提出司法書士でない民間事業者が行う登記申請を可能とするサービスに関する質問に対する答弁書

https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b211117.htm

内閣衆質二一一第八六号　令和五年六月二十日

衆議院議員鈴木庸介君提出インターネット上における代行登記書類の自動作成サービスに関する質問に対する答弁書

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b211086.htm

第211回国会　予算委員会第三分科会　第２号（令和５年２月21日（火曜日））

塩崎分科員

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/003321120230221002.htm#p_honbun

（別添）

令和五年六月十五日提出　質問第一一七号

司法書士でない民間事業者が行う登記申請を可能とするサービスに関する質問主意書

提出者　　奥野総一郎

司法書士は、登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とし、司法書士法に基づく資格をもって業務を行うものである。しかしながら、昨今、司法書士ではない民間事業者が、インターネットを利用するなどして、依頼者に代わって登記申請書類を作成し、あるいは登記申請書類の作成に当たって依頼者からの相談に応じていると疑われる事例があり、国民の権利擁護にとって好ましくない事態が生じている。

そこで、以下質問する。

一　司法書士ではない民間事業者が、登記申請書類の作成に必要な情報を依頼者にインターネット上で入力させて登記申請書類の作成を可能とするサービスを提供する場合において、依頼者が入力していない情報を入力したり、あるいは依頼者が入力した情報を加工、修正したりするなどし、その対応が、民間事業者において依頼者に代わって登記申請書類を作成したと評価されるものであれば、司法書士法第三条第一項第二号に違反するのか。

二　司法書士ではない民間事業者が、サービス内容の一部として、登記申請を行おうとする依頼者に関係する戸籍の記載から法律上の親族関係を読み取った上で、民間事業者の判断で法定相続人を特定し、その判断を前提として登記申請書類を作成している場合に、その対応が、民間事業者において依頼者に代わって申請書類を作成したと評価されるものであれば、司法書士法第三条第一項第二号に違反するのか。

三　第一問および第二問において、民間事業者において依頼者に代わって申請書類を作成したと評価されるにもかかわらず、司法書士法第三条第一項第二号に違反しない場合はあるか。違反しないとしたら、どのような場合か。

四　司法書士ではない民間事業者が、個別具体的な事案を前提に、インターネットサイト上のＱ＆Ａ等において、登記申請書類の作成に関する相談を受けて回答したり助言したりして、その対応が、民間事業者において登記申請書類の作成に当たって依頼者からの相談に応じたと評価されるようなものであれば、司法書士法第三条第一項第五号に違反するのか。

五　前問において、民間事業者において登記申請書類の作成に当たって依頼者からの相談に応じたと評価されるにもかかわらず、司法書士法第三条第一項第五号に違反しない場合はあるか。違反しないとしたら、どのような場合か。

六　官公庁や自治体のホームページにおいて、依頼者に代わって登記申請書類を作成している司法書士でない民間事業者のホームページへのリンクを貼っている事例があるが、不適切ではないのか。不適切であるとしたら、官公庁や自治体が、違法な行為を行っているおそれがある民間事業者の業務に加担することがないよう周知をお願いしたいが、どうか。

七　司法書士でない民間事業者が、司法書士法第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行った場合は、同法第七十三条第一項の規定に違反するものとして、同法

第七十八条第一項により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられることになる。法務省として、同法第七十三条第一項に違反する民間事業者の存在を認知した場合、調査して指導するのか。

八　同法第七十三条第一項に違反する民間事業者に対する告発状が、利害関係者より警察もしくは検察当局に到達した場合、どのような対応をとるのか。

右質問する。

令和五年六月二十七日受領答弁第一一七号

内閣衆質二一一第一一七号　令和五年六月二十七日

内閣総理大臣　岸田文雄

衆議院議長　細田博之　殿

衆議院議員奥野総一郎君提出司法書士でない民間事業者が行う登記申請を可能とするサービスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員奥野総一郎君提出司法書士でない民間事業者が行う登記申請を可能とするサービスに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

一般論としては、司法書士又は司法書士法人でない者が、業として、他人の依頼を受けて登記申請書類を作成したと評価されるサービスを提供した場合には、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第二号に規定する業務を行ったものとして同法第七十三条第一項の規定に違反するおそれがあるが、個別の事案が同項の規定に違反するか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断されるべきものであるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四及び五について

一般論としては、司法書士又は司法書士法人でない者が、業として、他人の依頼を受けて登記申請書類の作成に関する相談に応じたと評価されるサービスを提供した場合には、司法書士法第三条第一項第五号に規定する業務を行ったものとして同法第七十三条第一項の規定に違反するおそれがあるが、個別の事案が同項の規定に違反するか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断されるべきものであるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

六及び七について

お尋ねについては、個別の事案に応じて判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、法務省としては、関係法令の規定に従って適切に対応することとしている。

八について

検察官又は司法警察員は、適式な告発がなされた場合は、これを受理した上で、法と証拠に基づき適切に対処するものと承知している。

経理部の事業報告

経理部長　福留　健

1　会館維持積立預金の充実

現在、本会では、「本会計」から毎期一定額を「会館建設特別会計」「災害対策特別会計」に繰り入れているが、「会館建設特別会計」について本会からの繰入額を前期に引き続き年間200万円（前々期は100万円）とし、会館維持積立預金の充実を図った。

会館本体及び照明設備・空調設備等の修繕が近い将来見込まれるため、会館維持積立預金の充実が今後も要請される。

2　能登半島地震におけるお見舞金等

能登半島地震におけるお見舞金として、本会の災害対策特別会計から石川県会へ10万円のお見舞金を送った。

なお、本会の会員有志から集まった義援金35万円は、日司連へ取りまとめて送金した。

企画部の事業報告

企画部長　和田佳人

令和５年度の事業計画に基づき、下記の事業を実施いたしました。

（敬称略）

－１－　空き家対策関係相談会

１．令和５年　７月２１日（金）　岩出市
　　場　所　岩出市役所
　　出席者　楠見

２．令和５年　７月２３日（日）　由良町
　　場　所　由良町中央公民館
　　出席者　中島

３．令和５年　８月　９日（水）　印南町
　　場　所　印南町役場
　　出席者　井口（博）

４．令和５年　８月１４日（月）　紀美野町
　　場　所　紀美野町美里支所
　　出席者　北野

５．令和５年　８月２０日（日）　海南市
　　場　所　海南 nobinos
　　出席者　寺下・川端

６．令和５年　８月２０日（日）　岩出市
　　場　所　那賀振興局
　　出席者　野嶋

７．令和５年　８月２０日（日）　橋本市
　　場　所　伊都振興局
　　出席者　若林（杏）

８．令和５年　８月２０日（日）　有田川町
場　所　ALEC
出席者　金丸

９．令和５年　８月２０日（日）　御坊市
場　所　日高振興局
出席者　東本

１０．令和５年　８月２０日（日）　田辺市
場　所　西牟婁振興局
出席者　栗原

１１．令和５年　８月２０日（日）　串本町
場　所　串本町文化センター
出席者　平田

１２．令和５年　８月２０日（日）　新宮市
場　所　東牟婁振興局
出席者　瀧谷

１３．令和５年　８月２５日（金）　和歌山市
場　所　和歌山市勤労者総合センター
出席者　山本（美）・沼

１４．令和５年１０月　６日（金）　かつらぎ町
場　所　かつらぎ町防災センター
出席者　大宮

１５．令和５年１０月１５日（日）　海南市
場　所　海南 nobinos
出席者　川端・島本

１６．令和５年１０月１５日（日）　白浜町
場　所　白浜町役場
出席者　栗原

１７．令和５年１０月２５日（水）　和歌山市
場　所　和歌山市勤労者総合センター
出席者　坂口・上代

１８．令和５年１２月１６日（土）　紀の川市
場　所　粉河ふるさとセンター
出席者　楠見

１９．令和６年　１月１３日（土）　紀の川市
場　所　貴志川生涯学習センター
出席者　野嶋

２０．令和６年　１月１９日（金）　和歌山市
場　所　和歌山市勤労者総合センター
出席者　高橋・森

２１．令和６年　１月１９日（金）　岩出市
場　所　那賀振興局
出席者　神崎

２２．令和６年　１月１９日（金）　橋本市
場　所　伊都振興局
出席者　正木

２３．令和６年　１月１９日（金）　有田市
場　所　有田市消防署
出席者　南口

２４．令和６年　１月１９日（金）　田辺市
場　所　西牟婁振興局
出席者　小林

２５．令和６年　１月１９日（金）　新宮市
場　所　東牟婁振興局
出席者　更谷

２６．令和６年　１月２７日（土）　串本町
場　所　串本町文化センター
出席者　平田

－２－　法教育事業

１．令和５年１０月１７日（火）　近司連　第１回　＜ZOOM＞
法教育推進委員会
出席者　和田

２．令和５年１２月１４日（木）　企画部会にて　＜ZOOM＞
協議内容　成年年齢引き下げに向けた
教材作成

３．令和６年　１月１８日（木）　近司連　第３回　＜ZOOM＞
法教育推進委員会
出席者　和田

－３－　民法関係（相続登記推進）

１．令和５年１０月１７日（火）　近司連　第１回　＜ZOOM＞
相続登記等推進ワーキングチーム会議
出席者　東本

２．令和５年１１月２４日（金）　近司連　第２回　＜ZOOM＞
相続登記等推進ワーキングチーム会議
出席者　東本

３．令和６年　２月　５日（月）　近司連　第３回　＜ZOOM＞
相続登記等推進ワーキングチーム会議
出席者　東本

－４－　成年後見委員会

１．令和５年　７月１９日（水）　第１回成年後見委員会

２．令和５年　７月２７日（木）　第１回成年後見小委員会

３．令和５年　８月　３日（木）　第２回成年後見小委員会

４．令和５年　８月　８日（火）　第３回成年後見小委員会

５．令和５年　８月１７日（木）　第４回成年後見小委員会

６．令和５年　９月１３日（水）　第５回成年後見小委員会

７．令和５年　９月２７日（水）　第６回成年後見小委員会

８．令和５年１０月１６日（月）　第７回成年後見小委員会

９．令和５年１１月２９日（水）　第８回成年後見小委員会

１０．令和５年１２月１５日（金）　第９回成年後見小委員会

１１．令和５年１２月２１日（木）　成年後見業務に関する説明会
（ZOOM 併用）

１２．令和６年　１月３１日（水）　第１０回成年後見小委員会

１３．令和６年　２月２２日（木）　第１１回成年後見小委員会

１４．令和６年　３月２１日（木）　第１２回成年後見小委員会

なお、書面決議にて第２回・第３回の成年後見委員会のみなし決議をしている。

令和５年度の定時総会での意見を踏まえ、推薦業務と利用促進関係は委員会での業務とし、研修と執務管理については、別途立ち上げる一般社団法人への委託方式とした。

研修部の事業報告

研修部長　野嶋弘太郎

本会主催の研修会

日時	内容	会場
令和５年 ７月２２日 （土） 午後１時～午後４時３０分	第１回全体研修 「民法改正・相続土地国庫帰属法に関する研修」 （ＤＶＤ／Ｚｏｏｍ） 甲類３単位	司法書士会館
９月９日（土） 午後１時から 午後５時	年次研修（田辺市内）	ビッグＵ （田辺市）
９月３０日 （土） 午後１時～５時１５分	第２回全体研修 「商業登記分野受託促進のための研修会　「いざという時に役立つ！　商業・法人登記にまつわる“お金”と“スケジュール”」 （ＤＶＤ／Ｚｏｏｍ） 甲類４単位	司法書士会館
１０月１４日 （土） 午後１時から 午後５時	年次研修（和歌山市内）	シティ・イン 和歌山
１１月１８日 （土） 午前１０時～ ５時４０分	第３回全体研修 「遺言執行者の実務」 甲類６単位 連合会からのＷＥＢ同時配信	司法書士会館
令和６年 １月２７日 （土） 午後１時～午後３時	第４回全体研修 逐条解説「司法書士行為規範」序章、第１章、第２章 （ｅラーニング／Ｚｏｏｍ） 甲類３単位（倫理）	司法書士会館

令和６年 ２月１０日 （土） 午後１時～午後５時３０分	第５回全体研修 「所有者不明土地・建物及び管理不全土地・建物の管理人の実務」 第１講「所有者不明土地問題と新たな財産管理制度」 第２講「所有者不明土地問題等と種々の財産管理人の制度」 第３講「管理人選任手続きの流れ・概要」 （ＤＶＤ／Ｚｏｏｍ） 甲類４単位	司法書士会館
３月２日（土） 午後１時～午後２時４５分	第６回全体研修 逐条解説「司法書士行為規範」第３章 （ｅラーニング／Ｚｏｏｍ） 甲類２．５単位（倫理）	司法書士会館

橋本支部研修会

日時	内容	会場
令和６年 ３月２日（土） 午後１時～午後６時	第１回橋本支部研修会 ①「不動産取引の意思能力に関する裁判例」 ②「令和３年民法・不動産登記法改正について～令和５年４月施行分を中心に～」 ③「相続土地国庫帰属法制度の概要」 （ＤＶＤ）甲類５単位（倫理２単位）	橋本商工会館
３月１６日 （土）午後１時から午後５時３０分	第２回橋本支部研修会 ①「所有者不明土地問題と新たな財産管理制度」 ②「所有者不明土地問題等と種々の財産管理人の制度」 ③「管理人選任手続きの流れ・概要」 （ＤＶＤ）甲類４単位	橋本商工会館
３月２３日 （土）午後１時から午後５時３０分	第３回橋本支部研修会 「いざという時に役立つ！ 商業・法人登記にまつわる“お金”と“スケジュール”」 （ＤＶＤ）甲類４単位	橋本商工会館

御坊支部研修会

日時	内容	会場
令和６年 ２月１２日 （月） 午前９時１５分～午後４時４５分	第１回御坊支部研修会 ①「笑って考えるジェンダー論～概要編～」 ②「具体例で考えるジェンダー論」 ③「これがわかるとよくわかる！商業登記の基礎知識」 （ＤＶＤ）甲類６．５単位（倫理３単位）	御坊市民 文化会館
２月２４日 （土）午前９時３０分から午後４時４０分	第２回御坊支部研修会 ①「遺産分割調停の実務」 ②「所有者不明土地問題と新たな財産管理制度」 ③「所有者不明土地問題等と種々の財産管理人の制度」 ④「管理人選任手続きの流れ・概要」 （ＤＶＤ）甲類６単位	御坊市民 文化会館

田辺支部研修会

日時	内容	会場
令和５年 １２月２３日 （土） 午前９時１５分～午後４時１５分	第１回田辺支部研修会 ①「名義株、行方不明株主の株式、株式の相続、株式の分散化」 ②「株主名簿の作成と管理、株式売渡請求、株式の売買、株式併合など」 ③「令和３年民法・不動産登記法改正について～令和５年４月施行分を中心に～」 ④「相続土地国庫帰属法制度の概要」 （ＤＶＤ）甲類６単位	田辺市民総合 センター
令和６年３月２日（土） 午前９時３０分から午後５時０６分	第２回田辺支部研修会 ①「事業承継の現状と必要性」 ②「事業承継に関する制度と司法書士への期待」 ③「事業承継の実例の紹介と司法書士の係わり」 ④「笑って考えるジェンダー論～概要編～」 ⑤「具体例で考えるジェンダー論」 （ＤＶＤ）甲類６単位（倫理３単位）	田辺市民総合 センター

新宮支部研修会

日時	内容	会場
令和６年 ２月３日（土） 午前９時３０分～午後４時３０分	第１回新宮支部研修会 ①「本人確認情報の現状と展望」 ②「令和３年民法・不動産登記法改正について～令和５年４月施行分を中心に～」 （ＤＶＤ）甲類６単位	新宮市文化複合施設「丹鶴ホール」
２月１７日 （土）午前９時３０分から午後４時３０分	第２回新宮支部研修会 ①「不動産取引の意思能力に関する裁判例」 ②「いざという時に役立つ！ 商業・法人登記にまつわる“お金”と“スケジュール”」 （ＤＶＤ）甲類６単位（倫理２単位）	新宮市文化複合施設「丹鶴ホール」

令和５年度単位制研修 単位取得状況報告書

１．会員数について

（１）令和６年３月末日現在の会員数　　１６５　名

（２）上記（1）のうち令和５年度の途中に入会した会員数
（新規登録・変更の登録の双方）

６　名

２．単位の取得数【令和５年度の途中に入会した会員・退会した会員を除く】

（１）所定の単位取得者
〔日司連会員研修規則第 12 条の規定を満たした会員の数〕

１２４　名

（２）所定の単位不足者
〔0.5 単位以上を取得し、上記（１）を満たさない会員の数〕

１４　名

（３）単位未取得者（０単位）の会員数

２１　名

※「2.(1)～(3)の合計数」は、「1(1)から 1.(2)の会員数を引いた数」と同数

（４）会員の平均取得単位数〔会員の全取得単位／会員数〕

１２．４　単位

広報部の事業報告

広報部長　柳あゆみ

１．　司法書士総合相談センター・相続登記相談センターの広報
　　当会ホームページ
　　紀伊民報に広告掲載（月１回）
　　下津商工会会報（１０月、２月）

２．　法務局・和歌山県土地家屋調査士会と合同で広告掲載
　　リビング和歌山に一面記事広告（１０月１４日）

３．　「法の日」無料相談（１０月１日から７日）、及び法務局・支局で行う相談会（１０月３日）の広報

　　市報わかやま（９月号）
　　広告掲載（読売新聞、産経新聞いずれも９月１７日に掲載）
　　テレビ和歌山によるニュース報道（本局の相談会の模様）
　　関係機関・会員への周知

４．　災害時の相談業務に関する協定書調印式（白浜町１１月６日）出席
　　出席者　伊澤会長、楠見担当理事
　　広報部から小林会員、柳

　　調印式の模様はテレビ和歌山のニュースで放送
　　会報「きのくに」に記事掲載

５．　ホームページの更新
　　開示情報の更新
　　相談会の案内掲載

６．　２月相続登記はお済みですか月間及び
　　「全国一斉『遺言・相続』相談会」（２月１７日）の広報

　　市報わかやま、県民の友（２月号）
　　チラシ・ポスター作成
　　関係機関・会員への周知
　　広告掲載（朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、読売新聞いずれも１月２１日に掲載）
　　ラジオＣＭ３０秒　←　２月・３月各１５本の放送
　　ラジオ出演　伊澤会長（２月２日）

７．　会報「きのくに」発行

８．　相続登記義務化の広報

① 県知事訪問（３月５日）
　　出席者　伊澤会長、谷口副会長、桝谷総務部長、柳広報部長
　　寺下日本司法書士政治連盟和歌山会会長

② 県民の友に広告掲載（４月号）

③ 広報グッズの作成
　　チラシ、ポスター、ポケットティッシュ、幟

以上

市民支援部の事業報告

市民支援部長　髙橋秀卓

１．相談について（ 氏名については敬称略 ）

（１）司法書士総合相談センター　　和歌山・田辺・橋本で開催

和歌山	毎週土曜日
田　辺	毎月第１土曜日
橋　本	毎月第２土曜日

本年度も令和２年度から引続き、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、各相談センターでの対面相談は取り止め、相談員の各事務所での電話での相談のみとなった。

今年度全期（ 令和５年４月 ～ 令和６年３月 ）の相談件数

司法書士総合相談センター・相続登記相談センター

① 事務局受付件数	和歌山	７９７件
	田　辺	１３０件
	橋　本	８０件
② 相談票提出件数	和歌山	７９件
	田　辺	１０件
	橋　本	０件
③ 相談の内訳	登記関係	６０件
	多重債務関係	２件
	民事一般事件	１１件
	家事事件	１４件
	その他	２件

紀の川市社協相談会　　４２件

（２）法テラス相談センター相談
第２、第４火曜日

（３）海南市、紀美野町の豪雨被害に対する相談会
日　時　６月１４日、１７日、１８日、２１日、２４日、２８日
７月４日、１１日、１８日、２５日

場　所　海南市役所、紀美野町役場、他
相談員　山本美佐子、楠見郁夫、川端敏弘、川田正子、梶田充彦
　　井上浩志

（４）法の日の相談会
日　時　１０月３日
場　所　和歌山　和歌山地方法務局
相談員　林紀久夫、木村直登、坂口裕一朗、井上浩志、小久保武彦、
　　藤田勝次

場　所　橋本　和歌山地方法務局　橋本支局
相談員　若林浩、西岡正圭、大宮一郎

場　所　御坊　和歌山地方法務局　御坊支局
相談員　掛井万稔、中島一成

場　所　田辺　和歌山地方法務局　田辺支局
相談員　井口博文、小林徹、福田常

場　所　新宮　和歌山地方法務局　新宮支局
相談員　間所寛夫、瀧谷昌應

（５）一日合同行政相談会　和歌山
日　時　１０月１７日
場　所　和歌山ビック愛
相談員　楠見郁夫、桝谷吉晃、井上浩志、藤田勝次

一日合同行政相談会　田辺
日　時　１０月２０日
場　所　田辺市民総合センター
相談員　阪口史彦

一日合同行政相談会　橋本
日　時　１０月２５日
場　所　橋本市保健福祉センター
相談員　大宮一郎、山本幸生

（６）専門士業よろず無料相談会
日　時　１１月１７日
場　所　和歌山ビック愛
相談員　楠見郁夫、小久保武彦

（７）和歌山県主催、多重債務相談会
日　時　１２月１日
場　所　橋本　伊都振興局
相談員　和田佳人

日　時　１２月１日
場　所　御坊　日高振興局
相談員　東本慎司

日　時　１２月１日
場　所　新宮　東牟婁振興局
相談員　更谷正樹

日　時　１２月８日、１０日
場　所　和歌山ビック愛
相談員　髙橋秀卓

（８）全国一斉「遺言・相続」相談会
日　時　２月１７日
場　所　和歌山県司法書士会館
相談員　北野倫男、山本美佐子、林紀久夫、濵田元紀、楠見郁夫、
中田美佐、雑賀智穂、髙橋秀卓

（９）和歌山市役所主催の司法書士相談会（月１回）
相談員を派遣（和歌山支部に委託）

（１０）紀の川市社会福祉協議会主催の無料相談会（月１回）
相談員を派遣

２．経済的困窮者支援事業による実費等の支弁
期間中の実績なし

３．少額事件裁判事務推進助成事業による助成
期間中の実績なし

４．ＡＤＲセンターの運営
期間中の実績なし

以　上